

## 佐賀南警察署協議会開催結果の概要

令和8年3月6日

会 議	令和7年度 第3回 佐賀南警察署協議会
開催日時	令和8年2月17日（火） 15:30～16:30
開催場所	佐賀南警察署 3階大会議室
出席者	○ 協議会：会長以下6名 ○ 警察署：署長以下10名 計16名
議 事 概 要	
<p><b>1 開会</b></p> <p><b>2 会長挨拶</b> 昨今の治安情勢については、ニセ電話詐欺などの特殊詐欺が多発したほか、人身交通事故は減少傾向にあるものの、悲惨な事故は依然として発生するなど、非常に厳しい状況にあり、このような中、地域の安全安心の確保に尽力しておられる警察の方々には、心から感謝申し上げます。 本日は、令和7年度の最後の警察署協議会であり、日頃、感じておられる御意見や御要望を忌憚なくお話しいただき、佐賀南警察署の助けになればと思います。</p> <p><b>3 署長挨拶</b> この警察署協議会の設置趣旨について改めて申し上げますと、協議会は、住民の皆様の御意見御要望を警察署の運営に反映させることにあり、そのために委員の皆様は警察の活動状況を分かり易くお伝えしてきたところです。 次回の警察署協議会において我々佐賀南警察署は新たな体制になりますが、体制が変わった後も分かり易い警察活動の説明を行っていきます。 この後、説明を申し上げる警察の取組状況の報告を含め、協議会の運営のあり方についても、委員の皆様の忌憚のない御意見を賜りたいと思います。</p> <p><b>4 警察署協議会代表者連絡会結果</b> 会長が、令和8年1月29日に開催された警察署協議会代表者連絡会議の概要を説明した。</p> <p><b>5 協議</b> (1) 業務概況 各課長から各業務の概要についての説明 (2) 質疑応答・要望等 委員： 私の地域の駐在所は、閉鎖状態となっているように感じる。不</p>	

定期的に警察官が駐在所に来られているが、駐在所が開いている時が少ない。駐在所に警察官がいることで、警察を身近に感じているだけでなく、治安面の安心感そのものに繋がっている。特に高齢者が増えている状況で、顔を知っている警察官が近所に住むということだけで、心強さが全く違う。

警察官の働き方や人員配置の事情があることは十分理解しているが、今後、駐在所の体制や運用を見直すことがあれば、地域の不安が大きくなるような巡回の方法や相談の手段などで繋がりを保ってほしい。

駐在所の価値というのは、警察官と地域住民との距離の近さにある。今後の駐在所のあり方について伺う。

警察： 今までは駐在所制度とあって駐在所には警察官が居住しながら勤務することが原則であったが、昨年から日勤制通勤制が可能となり、警察署から通勤して駐在所を拠点に活動するようになった。

各種の犯罪情勢及び社会情勢を踏まえ、駐在所の運営を行っていく必要があると十分に承知しているが、お互いの顔が見える関係を構築した上で、警察署の地域活動に従事していくことが重要であると考えている。

今後運用の方法が変わるかもしれないが、いずれにしても地域住民との深い関わりを大切にしながら今後も活動を続けていく。

ただ、通勤制になったことで、今まで女性警察官を駐在所に勤務させることは困難だったが、子育て中の女性警察官を駐在所に勤務させるなど活動の幅が広がった例もある。

委員： 講話などの草の根活動の窓口について伺う。

次に、先日唐津警察署でエトミデートという薬物事案を佐賀県内で初めて検挙したというニュースを見たが、佐賀南警察署管内での検挙はないのか。

次に、自転車違反の青切符の検挙件数について伺う。

警察： 講話などの窓口については、生活安全課生活安全係が窓口となり、講話や訓練を行っている。

エトミデートについては、現時点佐賀南警察署においては、認知、検挙、取扱等はないが、出回っている可能性は十分考えられることから取締りを強化しているところである。佐賀県内で検挙があれば、既に佐賀市内でもエトミデートが蔓延していると我々は認識しなければならない。

自転車の青切符については、本年4月から反則通告制度が施行される。佐賀南警察署の自転車の検挙については、一昨年11月から酒気帯び運転及び走行中の携帯電話使用の危険運転が赤切符の対象となったことから、令和7年中に自転車の酒気帯び運転を数件検挙し、取締りを強化している。

## 6 閉会

## 7 視察

協議会終了後、現場鑑識活動実演及び体験